

玉島地域安全ニュース

平成30年6月号

玉島警察署管内防犯連合会
事務局 玉島警察署生活安全課内
☎ 086-522-0110

万引きは犯罪です!

管内で万引きが増加しています!

- たとえ1円でも、万引きをすれば、**犯罪（窃盗罪）**です!

窃盗罪：10年以下の懲役または50万円以下の罰金

- 見つかったから品物を返しても、お金を払っても、**盗んだことは変わりません!**



直接盗んでいなくても、
○万引きの見張りをする
○他人に万引きをさせる
○万引きした品物をもらう
これらの行為も**犯罪**です!

万引き根絶のためには、**地域の絆**も大切です!

孤独やストレスを理由に万引きすることが考えられます。
あいさつや声かけをするなど、孤独感を与えず、万引きをさせない社会環境づくりに取り組みましょう。

万引きは、しない! させない! 見逃さない!